

## 第9章 契約

### （契約の方法）

第32条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合は、公告して申込みをさせることにより一般競争に付さなければならない。

2 前項の一般競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他競争について必要な事項は、別に定める。

### （複数年契約）

第32条の2 契約の性質又は目的に応じて、複数年契約を締結することができる。

2 前項の複数年契約を締結することができる要件等については、別に定める。

### （指名競争）

第33条 契約が次の各号に該当する場合は、第32条の規定にかかわらず、指名競争に付するものとする。

(1) 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争に付する必要がないとき。

(2) 一般競争に付することが不利と認められるとき。

2 契約に係る予定価格が少額である場合その他別に定める場合においては、第32条の規定にかかわらず、指名競争に付することができる。

### （随意契約）

第34条 契約が次の各号に該当する場合においては、第32条及び前条の規定にかかわらず、随意契約によるものとする。

(1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

(2) 緊急の必要により競争に付することができないとき。

(3) 競争に付することが不利と認められるとき。

2 契約に係る予定価格が少額である場合その他別に定める場合においては、第32条及び前条の規定にかかわらず、随意契約によることができる。

### （入札の原則）

第35条 第32条及び第33条の規定による競争は、入札の方法をもって行わなければならない。

### （落札の方式）

第36条 競争に付する場合は、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手とするものとする。ただし、支払の原

因となる契約のうち別に定める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをしたものを当該契約の相手方とすることができる。

- 2 契約の性質又は目的から前項の規定により難い契約については、価格その他の条件が館にとって最も有利なもの又は同項ただし書の場合にあっては次に有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(契約書の作成)

第37条 競争により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限に関する事項その他履行に関する必要な条項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合においては、これを省略することができる。

(監督及び検査)

第38条 館長は、工事、製造その他についての請負契約を締結した場合は、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

- 2 前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、物件の給付完了後相当期間内に破損、変質、性能低下その他の事故が生じたときは取替、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、給付の内容が担保されると認められる契約を締結した場合は、第1項の監督又は前項の検査の一部を省略することができる。